

田村市消費生活センターだより

はじめまして！田村市消費生活センターは平成29年7月に開所しました。私たちは、田村市民のみなさまの消費者トラブルについてのご相談を受け、トラブル解決に向けたお手伝いをさせていただいております。



悪質な架空請求に注意してください!!

メール編

●トラブル相談事例

私のスマートフォンに、「有料動画の未納料金があります。本日中にお支払いいただけない場合、法的手続き（又は、強制執行）に移らせていただきます。」というSMS（電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス）が届きました。身に覚えがないのですが、支払わなければならないのでしょうか？

★不当な請求に対して支払う必要はありません!

- * 料金未払いについて、それまで何も連絡がなかったのに、突然「法的手続き（強制執行）」とメールが送られてくるのは**架空請求**の疑いがあります。
- * SMSで送られたメッセージは、数字をランダムに組み合わせ、不特定多数の人に送信しているものであり、受信者を特定して送信しているものではありません。
- * 有名な会社の名前を騙ってメッセージを送信してくる事例が多いですが、**こちらからは絶対に連絡はせず、そのまま無視をして**様子を見ましょう。

「あせって連絡して個人情報を教えてしまった！」そんなときは・・・

- * 連絡してしまった電話番号の着信拒否設定をし、しばらく知らない番号の着信には出ないようにしましょう。あまりにも不審な着信が多い場合には、電話番号を変更しましょう。
- * 住所、名前を教えてしまった場合、不審な郵便が自宅に届く可能性も考えられます。そのような場合であっても、連絡はせず無視をして、不安なときは消費生活センターへ相談してください。

◎架空請求メールのポイントチェック◎

- ・ 架空請求では、**名宛人が特定されていません**。
※ 姓・名および住所の完全表記がなければ、名宛人が特定されているとはいえません。

お金を払ってしまうと、取り返すのが困難！絶対にお金を払わないで!!



一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。
田村市消費生活センター ☎0247-61-5009

【受付時間】月～金（祝日は除く）午前9時～午後4時